

## 訪問介護重要事項説明書

<令和6年 4月1日現在>

### 1. 当会が提供するサービスについての相談窓口

電話 : 055-267-7261

担当 : 大代 葉子

※ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

### 2. 事業の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ライフサポートひかり
所在地	山梨県甲府市長松寺町7-13 サンマリーナ長松寺1-A
介護保険指定番号	訪問介護 (山梨県 1970104442)
サービスを提供する主な地域※	甲府市・韮崎市・甲斐市・中央市・南アルプス市・昭和町
第三者評価の実施状況	現在実施していない

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 同事業所の職員体制

職種： 管理者	常勤	1名
サービス提供責任者	常勤	1名以上
ヘルパー	常勤・非常勤	10名以上
事務	常勤・非常勤	1名以上

#### (3) サービスの提供時間帯

	日中帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日祭日	○	○	○	○	

### 3. サービス内容

#### (1) 身体介護

- ・たん吸引
- ・経管栄養
- ・食事介助
- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・清拭
- ・体位変換、等

#### (2) 生活援助

- ・買い物
- ・調理
- ・掃除
- ・洗濯、等

#### (3) その他のサービス

- ・介護相談、等

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割もしくは所得によっては2割ないし3割です。

ご利用者様のご負担も所得によって1割から3割で発生いたします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 ー基本料金・昼間ー】 (地域区分7級地 10.21)

	20分以上 ～30分未満	30分以上 ～1時間未満	1時間以上 ～1時間 30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎 に)
身体介護	2,440円	3,870円	5,670円	820円を追加
	20分以上 ～45分未満	45分以上 ～70分未満		
生活援助	1,790円	2,200円		

※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

また、令和6年4月1日より新たに一本化された介護職員等処遇加算等支援加算により、訪問介護の算定は加算率Ⅱの22.4%となりました。

(1) キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

(連絡先 : 電話 055-267-7261 土日・休日もつながります )

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の75%

(2) その他

利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

(3) 交通費

当事業所の従業員がお伺いするための交通費は、以下のいずれかとします(該当の項目に丸印)。

- ・交通費は、いただきません。
- ・交通費はヘルパー1人あたり月額\_\_\_\_\_円を上限とする実費を頂きます。
- ・その他\_\_\_\_\_

※料金のお支払方法

お支払方法は、口座振替となります。(手数料は当方負担)

毎月、20日ごろまでに前月分の自己負担分を請求、送付いたします。

25日にご指定の口座よりの口座振替とさせて頂きます。(土・祝祭日の場合はその翌日)

また、お振込みの場合は10日以内にお支払いください。領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当会の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当会が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当会や当会のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(4) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちはあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

(5) 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

また、当事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

(6) サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当 大代 葉子 電話 : 055-267-7261

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 \_\_\_\_\_

担当 :

電話 :

国民健康保険団体連合会 \_\_\_\_\_

担当 : 相談担当窓口

電話 : 055-233-2111

(7) 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、以下のとおり虐待防止に必要な体制を整備し、法人責任者を長として、訪問介護管理者を事業所責任者とします。

他、虐待防止委員会を設立し、年2回の法人委員会もしくは、必要に応じて都度開催し、その結果について職員に周知します。

介護員等に対して行う研修に虐待防止の啓発に係る内容を盛り込み、定期的に行い職員の意識向や知識・技術の向上に努めていきます。

また、職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備します。

利用者に対して成年後見人制度の利用支援をいたします。

事業所は、利用者が虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ、市町村へ報告するものとします。

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 一般社団法人 ライフサポート ひかり

所在地 山梨県甲府市長松寺町7-13 サンマリーナ長松寺1-A

名称 ライフサポートひかり ( 介護保険指定番号 1970104442 )

代表 大代 葉子 印

説明者

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

(利用者)

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印